

## 【据置期間後解約自由定期預金規定】

### 1. (自動継続)

(1) この預金が自動継続型の場合は、証書または通帳記載の最長お預り期限に自動的に据置期間後解約自由定期預金として継続します。ただし、継続後の据置期間後解約自由定期預金の元金額が当組合所定の金額以上となる場合はこの取り扱いはいたしません。継続された預金についても同様とします。

(2) 継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。

(3) 継続を停止するときは、最長お預り期限(継続をしたときはその最長お預り期限。以下同様とします。)の前営業日までにその旨申し出てください。

### 2. (預金の支払時期等)

(1) この預金は、預金の全部または一部について預入日の 6 か月後の応当日(継続したときはその継続日の 6 か月後の応当日)以後の任意の日に利息とともに支払います。

(2) 前(1)による預金(一部支払いをしたときはその支払い後の預金残高。以下同様とします。)の一部支払いは、預入日の 6 か月後の応当日から最長お預り期限までの間に、1 万円以上の金額で請求してください。ただし、この預金の預入日現在において当組合がこの預金の基準利率に関し金額階層区分を設け、預入金額によって基準利率に差異を設けている場合で、この預金の一部支払い後の残余の預金元金額が当該階層区分を下回ることとなる一部支払いの取り扱いは行いません。

なお、自動継続型の場合、この預金の一部支払いをしたときはその支払い後の預金残高について引き続き自動継続の取り扱いをします。

(3) 自動継続型について継続停止の申し出があった場合は、最長お預り期限以後に利息とともに支払います。

### 3. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から最長お預り期限(解約するときは解約日、ただし、最長お預り期限以後に解約するときは最長お預り期限。一部支払いをするときは一部支払い日)の前日までの日数および次の預入期間に応じた当組合所定の利率によって 6 か月複利の方法で計算します。ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は一部支払いをする元金部分について、計算します。

- ① 6 か月以上 1 年未満
- ② 1 年以上 2 年未満
- ③ 2 年以上 3 年未満
- ④ 3 年以上 4 年未満
- ⑤ 4 年以上 5 年未満
- ⑥ 5 年

(2)継続後の預金についても前(1)と同様の方法によります。ただし、利率は前記 1 (2)によります。

(3)継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座に入金または元金に組み入れます。

(4)解約または一部支払いをするときのこの預金の利息は、解約または一部支払いをする元金とともに支払います。

(5)継続を停止し、最長お預り期限経過後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。なお、最長お預り期限以後の利息は、最長お預り期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(6)当組合がやむをえないものと認めた場合、あるいは預金取引共通規定により、この預金を預入日の6か月後の応日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(7)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

#### **4. (預金の解約、書替継続)**

(1)この預金を解約するときは、証書の受取欄または当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに当店に提出してください。

(2)この預金の一部について解約するときは、証書の受取欄または当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに当店に提出してください。

#### **5. (預金取引共通規定の適用)**

この規定に定めのない事項については、預金取引共通規定によるものとします。

以上